

お支払いの対象となる入院・手術について

お支払い対象となる入院について

ご契約いただいております保障内容により、お支払いの対象となる入院期間は異なります。
保険証券に記載の保障内容、および下記の表をご確認ください。

| お客様の保障内容 | 契約・特約種類 | お支払い対象となる入院期間 |
|--------------------------|-------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 入院手術特約(87)※1 | 疾病治療入院、ケガ治療入院ともに5日以上継続入院から |
| <input type="checkbox"/> | 医療保障付定期保険 医療保険/新医療保険 | 疾病治療入院の場合は8日以上継続入院 ケガ治療入院の場合は5日以上入院から |
| <input type="checkbox"/> | 手術給付金付入院特約 | 疾病治療入院の場合は20日以上継続入院 ケガ治療入院の場合は5日以上入院から |
| <input type="checkbox"/> | ガン保険 | ガン給付の責任開始以降初めてガンと診断され、 その治療を目的に入院した場合は日帰り入院から※2 |
| <input type="checkbox"/> | 長期傷害保険用災害入院特約※1 | ケガ治療入院、所定の感染症による治療入院の場合は 5日以上継続入院から |
| <input type="checkbox"/> | 低解約返戻金型 一時払終身入院保険 | 疾病治療入院、ケガ治療入院ともに日帰り入院から※2 |

※1 入院手術特約(87)、および長期傷害保険用災害入院特約につきましては、お支払いの対象となる場合でも、入院開始日以降4日間はお支払いの対象とはなりませんので、あらかじめご承知おきください。

※2 「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一で、医師の診断で「入院」となった入院のことです。
入院給付金のお支払いの判断は、入院基本料等のお支払いの有無等を参考にして当社が行います。
(ベッド・休憩室・回復室等を使用した場合であっても、外来扱いである場合は、お支払いの対象とはなりません)

入院給付金のお支払いの対象とならない場合

- 入院日数がお支払い対象となる入院期間に満たない場合
- 純粋な検査のみで全く治療が行われていない検査入院の場合
- 一入院あたり(同一内容による再入院を含む)の支払限度日数または通算支払日数を超えた入院の場合の超過日数分

お支払い対象となる手術について

- ・手術につきましては、当社規定の手術種類(手術一覧は約款をご参照ください)に該当しない場合は、手術給付金のお支払いの対象とはなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・当社規定の手術種類であれば、入院給付金のお支払いが対象とならない場合でも、手術給付金のみお支払いいたします。
- ・お支払いの対象となるか不明な場合には、診断書を取得される前に正式な手術名を担当医師にご確認のうえ、下記サービスセンターまでお問い合わせをいただくことをお勧めいたします。

冊子「保険金・給付金のご請求について」

保険金・給付金などのご請求やお支払いに関して、よりご理解を深めていただけるよう、冊子「保険金・給付金のご請求について」をご用意しております。当社ホームページにてご確認ください(右記のQRコードからもアクセスできます)。
当社ホームページにて確認できない場合は、冊子を送付いたします。下記サービスセンターまでお問い合わせください。



ご不明点のお問い合わせは、こちらで承ります。

エヌエヌ生命
サービスセンター

0120-521-513
平日9:00~17:00
(土・日・祝日および12/31~1/3を除きます)
*音声ガイダンス → 2 → 2

エヌエヌ生命
ホームページ

<https://www.nnlife.co.jp>

ホームページからお問い合わせいただくこともできます。
(ご回答には原則2営業日ほどのお時間を頂戴しております)